

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十三年十一月二十二日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 梅 木 武 夫

(一)法第十九条第三項第一号による届出

| 資金管理団 体の指定の 取消しの届 出をした者 の氏名 | 公職の種類 出をした者 の氏名 | 資金管理団体の 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 の氏名 | 届出年月日 |
|---|-----------------------|---------------|---------------------------|------------|----------|
| 新堀 典彦 | 新堀 典彦 | 神奈川県議 会議員 | 神奈川 新国会 町三―五四 | 新堀 典彦 | 二三、一〇、二四 |
| 鈴木 関子 | 鈴木 関子 | 平塚市議 会議員 | 神奈川 平塚市錦町一 | 鈴木 関子 | 二三、一〇、一九 |
| 藤澤 菊枝 | 藤澤 菊枝 | 海老名市議 会議員 | 神奈川 海老名市杉久 保南四―一八―一 | 藤澤 菊枝 | 二三、一〇、二〇 |
| 松崎 清子 | 松崎 清子 | 平塚市議 会議員 | 神奈川 平塚市四之宮 | 松崎 清子 | 二三、一〇、一九 |